

令和5年度

先着順の随意契約による
市有地の売払い応募要領
(建物解体撤去条件付き)

入札対象財産：西条市福祉部長寿介護課所管「旧老人憩の家」



西条市建設部施設管理課

〒793-8601

西条市明屋敷164番地 新館2階

TEL 0897-52-1298

目 次

- (1) 随意契約による売払いの概要 …………… P 1～5
- (2) 随 意 契 約 心 得 書 …………… P 6～10
- (3) 市有財産売買契約書（案） …… P 11～16
- (4) 承 諾 書 …………… P 17～18
- (5) 購 入 申 込 書 …………… P 19
- (6) 誓約書、役員等名簿 …………… P 20～22
- (7) 税金等納税状況調査同意書 …………… P 23
- (8) 建築図面等データ借用願い …………… P 24
- (9) 物件調書（建物） …………… P 25～28
- (10) 物件調書（土地） …………… P 29～38
- (11) 案内図・位置図 …………… P 39
- (12) 地積測量図原図 …………… P 40～48
- (13) 平面図・立面図 …………… P 49～50

随意契約による市有地売払いの概要

1 随意契約により売払う市有地

随意契約により売払う市有地は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の物件調書をご覧ください。

| 売却 番号 | 売 却 対 象 財 産 | 地目等 | 建物：延床面積(m ²) 土地：地積(m ² :実測) | 売却価格 (円) |
|--------------|-----------------------------|----------------|---|-------------|
| 1 | 《建物》（西条市福祉部長寿介護課所管「旧老人憩の家」） | | | 300,000 |
| | 西条市洲之内甲1228番地1 | 会館 | 435.98 | |
| | 西条市洲之内甲1228番地1 | 休憩所 | 18.89 | |
| | 西条市洲之内甲1228番地1 | 自転車置場 (未登記) | 42.32 | |
| | 《土地》 | | | |
| | 西条市洲之内甲1222番 | 宅地 | 405.27 | |
| | 西条市洲之内甲1227番1 | 宅地 | 356.01 | |
| | 西条市洲之内甲1228番1 | 宅地 | 1449.32 | |
| | 西条市洲之内甲1228番7 | 宅地 | 55.17 | |
| | 西条市洲之内甲1228番8 | 宅地 | 48.06 | |
| | 西条市洲之内甲1228番9 | 宅地 | 9.98 | |
| | 西条市洲之内甲1228番10 | 宅地 | 5.87 | |
| | 西条市洲之内甲1228番12 | 宅地 | 123.34 | |
| | 西条市洲之内甲1228番15 | 宅地 | 11.30 | |
| 西条市洲之内乙150番3 | 山林 | 659.19 | | |

- 注) ・ この物件は、建物解体条件付きでの売却となります。
- ・ この物件には、無価値の建物が土地に定着しています。
 - ・ 建物を含む既存構造物は解体・撤去することを条件としていることから、売却価格は土地の更地価格から建物等解体撤去費用相当額を控除して算定しています。
 - ・ 自転車置場については、市所有の財産台帳に記載されているものになります。

2 随意契約資格者

原則として、どなたでも随意契約により先着順で購入できます。ただし、購入できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「随意契約心得書」第3(購入資格)をご覧ください。

なお、共有で取得を希望する場合は、購入申込書に共有者それぞれの氏名、持分を記入してください。

3 購入申込書（添付書類含む）の受付期間、受付場所等

購入申込書（添付書類含む）が受付期間内に提出されない場合は購入できませんので、ご注意ください。

なお、申込に当たっては、この応募要領の購入申込書の様式を使用してください。（コピーも可）

(1) 受付期間

令和5年12月6日（水）から令和6年2月29日（木）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く。）

(2) 受付場所（提出先）

西条市建設部施設管理課（新館2階）

〒793-8601 西条市明屋敷164番地（TEL:0897-52-1298）

(3) 受付方法（提出方法）

持参又は郵送により提出してください。（ファクシミリによる受付は行いません。）

郵送による提出の場合は、必ず書留郵便で、受付期間内に受付場所に到着するよう提出してください。

4 建築図面等の閲覧に関する事項

建築図面等については、データを記録したCD-Rを貸与します。希望する者は、前段の受付期間内に借用願いを提出の上、貸与を受けてください。

5 現地見学

現地見学に参加を希望する方は、随時開催しますのでご連絡ください。

<受付期間>

令和5年12月6日（水）から令和6年2月22日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日～令和6年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 購入者との契約手続

契約手続の詳細については、個別に説明を行います。

(1) 契約書提出等

売買が決定した日から起算して7日以内に、市の定める契約書及び承諾書（この応募要領に添付した市有財産売買契約書及び承諾書を参照）を提出していただくとともに、契約保証金として売買金額の10%以上の金額を納付していただきます。

※契約の確定（締結日）は、市が購入者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(2) 売買代金の支払い

契約締結日から起算して30日以内で市が指定する期日までに、売買代金（売買金額から契約保証金を控除した額）を納付していただきます。

ただし、納期限までに納付できないやむを得ない理由があると市が認めた場合は、その納

期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年7.3パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、遅延利息として納付していただきます。

- ※ 契約締結時に契約書に貼付する収入印紙をご持参下さい。収入印紙の額は以下のとおりです。平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に作成される、次の種類の契約書等について印紙税の税額が軽減されます。

[令和5年4月1日現在法令等]

| 文書の種類 | 印紙税額（1通又は1冊につき） |
|--|--------------------|
| [不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書] 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など | 10万円を超え50万円以下 200円 |

7 所有権移転登記手続等

- (1) 売買代金納付後、市が土地の所有権移転登記手続を行います。登録免許税及び所有権移転後の公租公課は購入者の負担となります。なお、登録免許税が非課税となる場合があります。この場合は購入者から申し出てください。また購入者にて非課税証明書を準備してください。
- ※購入後の売買契約及び所有権移転登記は、購入申込書に記載された名義でしか行いません。共有を希望される場合には、必ず連名でお申込みください。
- (2) 8の建物の解体撤去完了後、市が建物の滅失登記手続を行います。

8 解体撤去について

- (1) 購入者は、売買契約締結後、引き渡しの日から1年以内に、自己の責任において本件建物及び工作物（以下「建物等」という。）を解体撤去するものとし、これに要する一切の費用は購入者の負担とします。
- (2) 建物等の範囲は、地表に存在する建物及び附属施設等のほか、浄化槽・給排水設備などのその他埋設物及び建物内の備品等も含まれます。
- (3) 購入者は解体撤去工事が完了したときは、速やかに市に報告し、両者が現場立会の上、解体撤去の完了の確認を行うものとし、
- (4) 売買契約締結後、引き渡しの日から解体撤去完了の日までは、建物等の管理責任は購入者にあるものとし、購入者は十分な注意をもって建物等の管理を行ってください。
- (5) 購入者は、管理上又は解体撤去に必要な範囲を超えて、建物等を使用し、又は第三者に使用させてはいけません。
- (6) 建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等に迷惑とならないよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策等、十分な対策の上で行うとともに、近隣住民や通行車両の妨げにならないよう安全確保を十分に行ってください。
- (7) 購入者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、その責めを負わなければなりません。
- (8) 購入者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要な

ときは、購入者の責任において行い、これを適正に処理しなければなりません。

- (9) 解体の方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律その他関係法令を厳守のうえ適正な方法により解体作業を行わなければなりません。

9 用途の制限

購入者は、購入した財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用途で使用することはできないので、ご注意ください。

10 その他の注意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。（添付・提示書類等が、日本語以外の場合は翻訳文を添えてください。）
- (2) 物件の所有について複数者による共同所有を希望する場合は、購入申込書において共同所有する者全員での申し込みが必要ですので、あらかじめご相談ください。
- (3) 契約保証金は、その受入期間について利子をつけません。
- (4) 建物の建築図面等が必要な場合は、CD-Rを貸与いたします。その際には、借用願いを提出してください。ただし図面がない場合や改築等により現況と図面が違っている場合がありますので、ご注意ください。
- (5) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (6) 土地の形質変更や建物の解体撤去に係る費用負担については、市は対応しません。また、土地の形質変更や建物の解体撤去にあたっては、騒音・粉塵防止対策等の周辺の環境に配慮してください。
- (7) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (8) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、市は対応しません。
- (9) 埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、市は対応しません。
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等

については、市は対応しません。

- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱(電信柱・電柱付属物・電線等を含む)・支線・ゴミ置き場・道路設置物(ガードレール等)・道路標識(カーブミラー等を含む)等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。市ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内(地中を含む)にゴミ(家電等を含む)・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (15) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。
- (16) 物件によっては、木杭及びトラロープで柵をしてある場合がありますが、設置したまま引き渡します。撤去及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (17) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (18) 建物内物品類は現状での引き渡しとなります。
- (19) 売買物件において工事等事業の実施にあたっては、建築計画等の近隣住民への周知、説明に努め、誠意をもって対応することはもとより、紛争等が生じた場合は、購入者の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たってください。
- (20) 購入者は、売買物件の周辺住民や地元自治会と良好な関係の保持に努めてください。
- (21) 建物への出入りは、駐車場から階段を登って行ってください。建物の敷地内への進入(ロータリー前)は、私有地を通るため、車両等で建物正面まで侵入できません。進入路が必要な際は、新規に進入路を付けてください。その費用負担については、市は対応しません。
- (22) その他詳細は、別紙「物件調書」でご確認ください。

随 意 契 約 心 得 書

(趣旨)

第1 この心得書には、随意契約（建物解体撤去条件付き）による市有地の購入を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(随意契約希望者の責務)

第2 随意契約（建物解体撤去条件付き）による市有地の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、この随意契約心得書のほか、先着順の随意契約による市有地の売払い応募要領（建物解体撤去条件付き）（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知の上、申込みをしてください。

(購入資格)

第3 次に掲げる者は随意契約による購入をすることができません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 当該売買に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 次のアからエのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は随意契約代理人として使用する者
 - ア 随意契約において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 購入者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 税金等の滞納がある者
- (5) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という)第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (6) 買い受けた市有地を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和

23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者

(7) 購入申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

(購入申込)

第4 購入希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、西条市建設部施設管理課に提出してください。なお、指定する日までに、必要な書類を提出しなかった者は、随意契約による購入をすることができません。

(1) 購入申込書

(2) 住民票(法人の場合は現在事項全部証明書)

(3) 誓約書(役員等名簿を含む ※個人の場合も作成が必要です。)

(4) 印鑑証明書

(5) 税金等納税状況調査同意書(法人または西条市以外の個人は納税証明書)

(6) 身分証明書(発行日が3カ月以内のもの)※法人の場合は現在事項全部証明書

2 郵送による申込は書留郵便で行い、指定する日までに西条市建設部施設管理課に到着するよう送付してください。

3 ファクシミリによる購入申込書及び関係書類の提出は認めません。

(現地見学)

第5 売却対象財産の内容を熟知してもらうため、随時現地見学を行いますので、できる限り参加してください(現地見学に参加するには、事前予約が必要です。)

2 現地見学の当日において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、見学を延期し、又は取り止めることがあります。

(申込の無効)

第6 次の各号の一に該当する者が行った申込は、無効とします。

(1) 随意契約による購入資格のない者

(2) 金額その他の事項につき確認できない記載をした者

(3) 指定した日時、場所に申込をしなかった者

(4) 電送又はファクシミリによる申込をした者

(5) 担当職員の指示に従わず申込をした者

(6) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した申込をした者

(購入者の決定)

第7 購入者は、申込書及び必要書類が不備なく受理された先着順とします。

2 申込書及び必要書類が不備なく受理された者が同時に2人以上あるときは、直ちに随意契約事務に関係のない市職員にくじを引かせ購入者を決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

(契約の締結)

第8 購入者が決定したときは、直ちに購入者に対し、売買契約(以下「契約」とい

う。)の締結について必要な事項を通知します。

- 2 購入者は、売買決定の通知を受けてから起算して7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む。)に契約を締結しなければなりません。
- 3 前項の期間内に契約を締結しないとき又は購入者の申込の無効を発見したときは、その申込は効力を失います。
- 4 購入者は、契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、実印を用いてください。

(契約保証金)

第9 購入者は、契約を締結する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額(円未満の端数を切上げた額。)を、市が発行する納入通知書により市が指定する日までに納付しなければなりません。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後30日以内に返還しますが、落札者の申出により売買代金の一部に充当することができます。

なお、契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(売買代金の支払い)

第10 購入者は、契約締結日から起算して30日以内(土曜日、日曜日及び祝日を含む)で市が指定する期日までに、売買代金を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

ただし、購入者が前項の売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると市が認めた場合は、遅延利息を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。

- 2 遅延利息は、市が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、年7.3パーセントの割合(年365日当たりの割合とする。)を売買代金に乗じて算出した金額(円未満切捨て)となります。

(契約の解除)

第11 購入者が次の各号の一に該当する場合には、市は契約を解除することができます。

- (1) 購入者が第10第1項の金額を納付しない場合
- (2) 契約後、契約について不正の事実が発見された場合
- (3) 前各号のほか、法令等又は契約に違反した場合

- 2 前項の場合、契約保証金は市に帰属し、購入者には返還しません。

(所有権移転登記と公租公課)

第12 購入した財産の所有権移転登記手続は、売買代金(第10第2項の遅延利息がある場合は当該遅延利息を含む。)の納付を確認した後、買受人の請求により、市が所有権移転登記手続を行います。

- 2 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、買受人の負担とします。

(契約不適合責任)

第13 買受人は、契約締結後、購入した財産の種類、品質、数量等に関して本契約の内容

に適合しない状態があることを発見しても、市に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をすることはできません。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合については、当該財産の引き渡しの日から2年間は、履行の追完又は代金の減額のいずれかを請求することができます。

（購入結果の公表について）

- 第14 購入結果については、購入の有無、購入金額及び購入者の氏名を公表するとともに、一定期間、西条市ホームページにも公開されます。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が購入した場合は、購入者は「個人」と表示します。
- 2 西条市情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合には、購入者に関する情報を開示することがあります。

別記

1 申込書提出期限及び提出先

(1) 申込書提出期限

令和6年2月29日(木)午後5時

(2) 申込書提出先

持参又は郵送による提出に限る。

(郵送は書留郵便に限る。電送による申込は認めない。)

〒793-8601

西条市明屋敷164番地

西条市建設部施設管理課(新館2階)

建物解体撤去条件付き市有財産売買契約書（案）

売出人 西条市（以下「甲」という。）と、買受人〔*購入者〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により、市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次に掲げる物件（契約締結時において土地に付随し、あるいは定着するもの（無価値の建物を含む）一切を含む。以下「当該物件」という。）を現況有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

| 土地の所在地 | 地目 | 面積 (㎡) | 摘要 |
|----------------|----|----------|------|
| 西条市洲之内甲1222番 | 宅地 | 405.27 | 実測面積 |
| | | 405.27 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1227番1 | 宅地 | 356.01 | 実測面積 |
| | | 356.01 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番1 | 宅地 | 1,449.32 | 実測面積 |
| | | 1,449.32 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番7 | 宅地 | 55.17 | 実測面積 |
| | | 55.17 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番8 | 宅地 | 48.06 | 実測面積 |
| | | 48.06 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番9 | 宅地 | 9.98 | 実測面積 |
| | | 9.98 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番10 | 宅地 | 5.87 | 実測面積 |
| | | 5.87 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番12 | 宅地 | 123.34 | 実測面積 |
| | | 123.34 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番15 | 宅地 | 11.30 | 実測面積 |
| | | 11.30 | 公簿面積 |

| | | | |
|--------------|-----|--------|------|
| 西条市洲之内乙150番3 | 山 林 | 659.19 | 実測面積 |
| | | 659.00 | 公簿面積 |

| 建物の所在地 | 構 造 | 延床面積(㎡) | 種 類 |
|--------------------|---------------------|---------|-------|
| 西条市洲之内甲 1228番地1 | 鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建 | 435.98 | 会館 |
| 西条市洲之内甲 1228番地1 | 木造 スレート葺平家建 | 18.89 | 休憩所 |
| 西条市洲之内甲 1228番地1 | 鉄骨造 スレート葺 | 42.32 | 自転車置場 |

自転車置場については、構造、延床面積及び種類は、甲所有の財産台帳に記載されているものである。

2 乙は、第11条の規定に基づき、当該物件の建物（建物の付帯設備、工作物その他一切の動産を含む。）を解体撤去しなければならない。

（売買代金の額）

第3条 当該物件の売買代金は、金 300,000 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙が売買代金を甲の指定する期日までに納付した場合、甲は乙が既に納付済みの契約保証金〔*売買金額の1割以上の額〕を乙に返還しなければならない。ただし、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当するよう甲に申し出たときは、契約保証金を売買代金の一部に充当することができる。

2 契約保証金には、利子を付さない。

（売買代金の納付方法等）

第5条 乙は、売買代金（前条第1項ただし書の規定により、乙が契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、充当する契約保証金を売買代金から控除した金額）を、甲が発行する納入通知書により、令和 ○年 ○月 ○日までに、甲が指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項に定める納期限までに乙が納付できない特別の理由があり、甲がやむを得ないと認めた場合は、その納期限の翌日から売買代金を納付した日まで、年7.3パーセントの割合（年365日当たりの割合とする。）をもって算出した金額を、乙は遅延利息として甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第6条 当該物件及び当該物件に定着する建物の所有権は、売買代金を完納した日

に移転するものとする。

2 当該土地に係る所有権移転登記は、売買代金完納後、乙の請求に基づき甲が所轄法務局に嘱託して行うものとし、これに要する登録免許税その他の経費は乙の負担とする。

3 当該建物については、第11条第4項の規定により滅失登記を行うため、所有権移転登記の嘱託は行わない。

(公租公課の負担責任)

第7条 所有権移転登記完了後における当該物件の公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担しなければならない。

(当該物件の引渡し)

第8条 甲は、当該物件の所有権が乙に移転した後、甲乙双方が定める日に、その所在する場所において乙に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約を締結した後において、当該物件（当該物件に定着する無価値の建物を含む。）に種類、品質、数量等に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、甲に対して解除、損害賠償、追完請求又は代金減額請求等をする事はできないものとする。ただし、当該契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、甲は、当該物件引渡しの日から2年間、履行の追完をする責任又は代金の減額をする責任のみを負うものとする。

(特則)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等

直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 当該物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(8) 当該物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供したとき。

2 甲は、前項に規定する事項について必要があると認めるときは、当該物件について、実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（建物の解体及び撤去）

第11条 乙は、当該物件の建物について、第8条に規定する引渡し後1年以内に解体撤去しなければならない。

2 引渡し後の建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、乙の負担とする。

3 乙は、建物の解体撤去が完了したときは、速やかに、甲に解体撤去の完了を書面により報告しなければならない。

4 甲は、前項による報告を受けたときは、解体撤去の確認をした後、速やかに当該建物の滅失登記を嘱託するものとする。

5 当該物件の引渡しの日から解体撤去完了の日までは、建物等の管理責任は乙にあるものとし、乙は十分な注意をもって建物等を管理しなければならない。

6 乙は、管理上又は解体撤去に必要な範囲を超えて、建物等を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

7 乙は、当該物件の建物の解体撤去及び建築等に当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び市の関係条例並びに開発指導要綱等の各種関係法令等を遵守しなければならない。

（違約金）

第12条 乙は、第10条第1項の規定によりこの契約が解除された場合又は前条に定める義務に違反した場合は、売買代金の3割に相当する金額を、違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条第2項に定める損害賠償の額の予定又はその一部とは解釈しない。

（契約の解除）

第13条 甲及び乙は、相手方がこの契約に定める義務に違反したときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項又は第10条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除した者に損害が生じたときは、その相手方は直ちにその損害を賠償しなければならない。

3 第1項又は第10条第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、次の各号によるものとする。

(1) 乙が第5条第1項に規定する義務を履行していないときは、契約保証金は甲に帰属し返還しない。

(2) 乙が第5条第1項に規定する義務を既に履行しているときは、甲は、乙が次条に定める義務を履行した後、既納の売買代金から契約保証金相当額を差し引いたうえで利息を付さず乙にその残額を返還する。ただし、この場合における契約保証金相当額は、前条第1項の規定による違約金の一部又は前項に定める損害賠償の額の予定若しくはその一部とは解釈しない。

(3) 乙が負担した契約費用及び当該物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用並びに乙が支払った前条第1項の規定による違約金は、償還又は返還しない。

(4) 乙に損害があっても、乙は、甲にその賠償を請求することができない。

(原状回復の義務)

第14条 乙は、前条第1項又は第10条第1項の規定により、この契約を解除されたときは、甲の指定する期日までに、当該物件を原状に回復し甲に返還しなければならない。

2 乙は、前項に定めるところにより当該物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第13条第3項第2号の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条第1項に規定する違約金又は第13条第2項に規定する損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(相隣関係等)

第16条 乙は、当該物件の引渡し以後においては、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとし、紛争が生じた場合は乙の責任において解決し

なければならない。

(合意管轄)

第17条 この契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)の専属的合意管轄裁判所は、甲の事務所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所とする。

(定めのない事項の処理)

第18条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 ○年 ○月 ○日

(甲) 愛媛県西条市明屋敷164番地
西条市
西条市長 玉井 敏久

(乙) *購入者の住所・氏名

承 諾 書

私は、下記市有地の買受けにつき、物件調書及び現地を確認の上、現況により買受けることを承諾します。なお、建物等については指定の期日までに解体撤去を行うことを承諾します。

記

| 土地の所在地 | 地 目 | 面 積 (㎡) | 摘 要 |
|----------------|-----|----------|------|
| 西条市洲之内甲1222番 | 宅地 | 405.27 | 実測面積 |
| | | 405.27 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1227番1 | 宅地 | 356.01 | 実測面積 |
| | | 356.01 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番1 | 宅地 | 1,449.32 | 実測面積 |
| | | 1,449.32 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番7 | 宅地 | 55.17 | 実測面積 |
| | | 55.17 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番8 | 宅地 | 48.06 | 実測面積 |
| | | 48.06 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番9 | 宅地 | 9.98 | 実測面積 |
| | | 9.98 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番10 | 宅地 | 5.87 | 実測面積 |
| | | 5.87 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番12 | 宅地 | 123.34 | 実測面積 |
| | | 123.34 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内甲1228番15 | 宅地 | 11.30 | 実測面積 |
| | | 11.30 | 公簿面積 |
| 西条市洲之内乙150番3 | 山林 | 659.19 | 実測面積 |
| | | 659.00 | 公簿面積 |

| 建物の所在地 | 家屋 番号 (符号) | 種類 | 構 造 | 建 築 年月 | 床面積 (㎡) | | |
|--------------------|------------------|-----|---------------------|-------------|---------|----------|------------------|
| | | | | | 合計 | 各階 | |
| 西条市洲之内 甲1228番地1 | 甲 1228 番1 | 会館 | 鉄筋コンクリート 造陸屋根2階建 | 昭和48年 3月 | 435.98 | 1階 2階 | 257.78 178.20 |
| 西条市洲之内 甲1228番地1 | (1) | 休憩所 | 木造スレート葺平 家建 | 昭和53年 3月 | 18.89 | | |
| 西条市洲之内 甲1228番地1 | | 未登記 | 鉄骨造スレート葺 | 昭和48年 8月 | 42.32 | | |

自転車置場について、構造、延床面積、種類及び建築年月は、西条市の財産台帳に記載されているものである。

令和 年 月 日

西条市長 玉井 敏久 様

住 所
氏 名
(名称・代表者名)

印

購入申込書

令和 年 月 日

西条市長 玉井 敏久 様

申込人 住 所

氏 名

(名称・代表者名)

電 話 番 号

印

【共有名義の場合】

共有者の氏名

(名称・代表者名)

印

市有地売払い（建物解体撤去条件付き）を希望するので、現況及び物件調書を確認並びに、応募要領等を熟知のうえ、購入を申し込みます。

記

| |
|------|
| 売却番号 |
| |

※ 申込人の「住民票」（法人の場合は現在事項全部証明書）、別添「誓約書」（役員等名簿を添付）、「印鑑証明書」を必ず添付してください。

誓 約 書

- 私
- 当社又は当団体

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約等の相手方として不適当なものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているもの
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的かつ積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (6) 売払対象財産を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
- 2 契約の相手方として不適当な行為をするものとして次に掲げるもの
 - (1) 暴力的な要求行為を行うもの
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うもの
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うもの
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行うもの
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行うもの

西条市長 玉井 敏久 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名（代表者）

㊟

【共有名義の場合】

共有者の氏名

（名称・代表者名）

㊟

※ 添付書類：役員等名簿（個人で申し込まれる方も役員等名簿の添付が必要です。）

別添 「役員等名簿」 (※誓約書添付資料)

役員等名簿

所在地 _____

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

| No | 役職 | 氏名 カナ | 氏名 漢字 | 生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H) | 性別 (男女) |
|----|----------------|---------|-------|-----------------------|---------|
| 例 | (記入例) 代表取締役 | サジョウ 伊吹 | 西条 一郎 | S35. 8. 16 | 男 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

- 1 本様式に記載の個人情報を貴職が警察に照会することに異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、購入申込の取消し並びに契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏名 (代表者)

㊞

【共有名義の場合】

共有者の氏名
(名称・代表者名)

㊞

記 入 要 領

- 1 記入例の下に、役員等（法人にあつては役員及び業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、個人にあつてはその者及び支配人をいいます。監査役も含まれます。）の役職名、氏名（カナ(かたかな)）、氏名（漢字）、生年月日、性別を記載してください。
- 2 提出にあつては、氏名、生年月日等の個人情報がある目的のために提出又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている全員の同意を取ってください。
- 3 役員等名簿は、役員等が誓約書中の1及び2に該当する者であるか否かを確認するために利用し、それ以外の目的のために提供又は利用するものではありません。
- 4 役員等名簿には、申請人が記名押印をしてください。
- 5 役員等名簿には、申請人の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）又は登記官が作成するものに限る。）を添付してください。

税金等納税状況調査同意書

西条市長 玉井敏久 殿

私の市税等の納税状況について、市有地を購入する資格を確認するため、申請日から当該年度終了まで調査されることに同意します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

(法人又は団体の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者名)

(注意事項)

申込者が法人又は団体の場合は、法人税等の納税状況も確認します。

建築図面等データ借用願い

令和 年 月 日

西条市長 玉井 敏久 様

住 所

氏 名

印

(名称・代表者名)

電 話 番 号

売却番号1 西条市福祉部長寿介護課所管「旧老人憩の家」 建物解体撤去条件
付き随意契約に係る建築図面等データの借用願いを提出します。

なお、貸与を受けた記録媒体は、下記期限までに返却します。

記

返却期限 令和 年 月 日 ()

物件調書

| 【建物】 | | |
|---|-------------------|-----------------|
| 所 在 | 西条市洲之内字山田甲1228番地1 | |
| 建物の状況 (主たる建物) | 家屋番号 | 甲1228番1 |
| | 種類・設計等 | 会館 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 |
| | 延床面積 | 435.98㎡ |
| | 建築時期 | S48.3.31 |
| 建物の状況 (付属建物) | 家屋番号 | 家屋番号同上 種類：休憩所 |
| | 構造 | 木造平屋建（スレート葺） |
| | 延床面積 | 18.89㎡ |
| | 建築時期 | S53.3.31 |
| | 備考 | |
| 建物の状況 (付属建物) | 家屋番号 | 未登記 |
| | 構造 | 軽量鉄骨造（スレート葺） |
| | 延床面積 | 42.32㎡ |
| | 建築時期 | S48.8.10 |
| | 備考 | 自転車置場として設計 |
| 外溝工事等 | 舗床、植栽、ロータリーほか | |
| ◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項） | | |
| ・ 建物は旧耐震構造です。 | | |
| ・ 敷地（会館含む）は、土砂災害防止法の土砂災害警戒区域内に該当しているため、愛媛県土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書を確認してください。一部、特別警戒区域があります。 | | |
| また、建物及び土地は、土砂災害危険区域の隣接地です。なお、土砂災害（特別）警戒区域内の土地・建物には、開発による許可や構造（土砂災害発生時の土石等の移動・堆積の力に耐えられるよう、居室を有する建築物）の規制、すでにある建築物には移転の勧告を行うといった規制がかかることがあるため、留意してください。 | | |
| ・ 実際に急傾斜地の崩壊等が発生した場合は、都道府県知事はその住民（建築物の所有者など）に対して、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置を勧告することがあります。 | | |
| ・ 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、土壌汚染調査が必要となります。 | | |
| ・ 地域及び近隣住民に事業を開始する際には、誠意をもって事前に説明を行い、了解のうえで実施してください。 | | |
| ・ 地域（自治会等）で行う防災及び避難訓練等地域の生活及び活動で駐車場の利用を求められた場合、可能な限り対応し、地域活動において必要なことがあれば協力してください。 | | |
| ・ 建物への出入りは、駐車場から階段を登って行ってください。建物の敷地内への進入（ロータリー前）は、私有地を通るため、車両等で建物正面まで侵入できません。進入路が必要な際は、新規に進入路を付けてください。 | | |
| その費用負担については、市は対応しません。 | | |
| ・ 駐車場の敷地には、地域住民に災害情報を伝達する防災行政無線（危機管理課所管）がありますので、引き続き設置をお願いします。これについて疑義が生じたときは、市危機管理課と協議してください。 | | |

| |
|--|
| ◎参考事項（物件の状況、法令上の制限等に関する特記事項） |
| ・ 駐車場敷地内の東屋は、愛媛県のお遍路に係る事業のため、駐車場敷地と境界は別としています。東屋にかかる疑義は、市観光振興課に問い合わせてください。 |
| ・ 自転車置場横の支柱は、周辺地域のテレビに係る支援のためCATVが設置しています。撤去もしくは移動については、事前にCATVに問い合わせてください。また、その費用負担については、市は対応しません。 |
| ・ CATVの外線が建物にあります。不要もしくは解体時にはCATVに問い合わせてください。また、その費用負担については、市は対応しません。 |
| ・ 物件の一部のり面部分に、株式会社STNetの電気通信設備が設置されています。行政財産許可を出していますが、売却契約後についての許可は、株式会社STNetと協議してください。 なお、東屋敷地内の株式会社STNetの電気通信設備は、市観光振興課が対応いたします。 |
| ・ 物件の敷地内の樹木及び雑草の剪定、除去及び伐採等の費用の負担について、市は対応しません。ごみ、ガラ及び碎石等の除去についても同様の対応となります。 |
| ・ 物件の建物は、アスベストの含有が疑われる箇所について調査を行っています。検体を採取し分析を行った結果、アスベストを一部確認しています。今後、建物の解体撤去にあたっては、アスベストの飛散防止等の必要な対策をとったうえで、解体時には撤去を行ってください。 |
| 会館の煙突内、機械室の配管接合部（エルボ）からアスベストが検出されていますが、会館及び休憩室の外壁からはアスベストは含まれていませんでした。（令和2年7月15日実施） |
| ・ 敷地内の駐車場の水路は、土地改良区が必要のため分筆しています。それについて、疑義が生じたときは、土地改良区に問い合わせてください。 |
| ・ 下水道を接続していますが、接続前の浄化槽が建物東側に埋設されています。なお、埋設された清掃等処理済ですが撤去の費用負担については、市は対応しません。 |
| ・ 貯水槽が埋設されていますが、現状のまま引き渡しとなります。撤去の費用負担について、市は対応しません。 |
| ・ 上下水ともに、令和2年4月1日以降、通水できるか確認できていません。現状での引き渡しとなります。修繕の費用負担については、市は対応しません。 |
| ・ PCB（ポリ塩化ビフェニル）含有電気機器（トランス・コンデンサ・安定器等）等のPCB廃棄物の有無については、PCB該当器があります。西条市の負担で処分を実施します。 |
| ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しませんが、その他、埋設物調査は実施していません。地中埋設物が発見されたとしてもこれらの撤去及びその費用負担については、市は対応しません。 |
| ・ 新たに建物を建築する場合は、建築確認申請が必要です。土砂災害特別警戒区域の規制、アスベストの規制、構造上の規制等があるため、計画時には建築士等へご相談ください。 |
| ※土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。また、売払い物件の現状についても、必ずご確認のうえ、入札に参加してください。 |
| ※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料にすぎません。必ず、入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。 |
| ※アスベスト分析結果は、建築図面等データ貸与時に貸出します。 |
| |
| |
| |

品質に係る注意事項

- (1) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行います。
- (2) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。
- (3) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの設備の品質は保証できません。
- (4) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。
- (5) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ（家電等を含む）・ガラ・碎石・切り株・雑草等が存在する場合があります。
- (6) 物件調書に特段の記載のない限り、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。

その他の注意事項（契約不適合責任の免責等）

- (1) 建物の建築図面等がある場合は西条市施設管理課において閲覧できます。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載のない限り、現状のままで行いますので、物件調書をご参照のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。
- (3) 建物の解体撤去に係る費用負担については、市は対応しません。また、解体撤去する際は、騒音等の周辺環境に配慮してください。
- (4) 敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として、散水等に努めてください。
- (5) 土地の形質変更をする場合の費用負担については、市は対応しません。また、土地の形質変更をする場合は、騒音・粉塵防止対策等の周辺環境に配慮してください。
- (6) 現在の建物を解体撤去後、新たな建物を建築するにあたっては、建築基準法、文化財保護法及び県、市の条例のほか協定等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- (7) 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担については、市は対応しません。
- (8) 埋設物調査は実施していませんので、地中埋設物が存在している可能性があります。地中埋設物が発見されたとしても、これらの撤去及びその費用負担については、市は対応しません。
- (9) 物件によっては、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、開発方法によっては試掘調査が必要となる場合があります。（詳しくは西条市教育委員会にお問合わせください。）
- (10) 物件によっては、上下水道設備、ガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。これらの敷設設備の補修・移設・改修・撤去・再築造及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (11) 物件及び隣接地の擁壁・直壁・ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現状引渡しとなりますので、移設・撤去・再築造及びその費用負担等については、市は対応しません。

- (12) 物件の敷地内及び敷地上空又は隣接地等に電柱（電信柱・電柱付属物・電線等を含む）・支線・ゴミ置き場・道路設置物（ガードレール等）・道路標識（カーブミラー等を含む）等がある場合の移設・撤去等の可否等の取扱いについては、設置者又は管理者等にお問い合わせください。市ではこれらについて対応しません。
- (13) 物件の敷地内（地中を含む）にゴミ（家電等を含む）・ガラ・砕石・切り株等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (14) 現状での引渡しのため、現地の除草・伐採及びその費用負担等については、市は対応しません。
- (15) 建物のアスベストについては、他に記載のある場合を除き、専門業者による調査は実施していません。調査の費用負担とアスベストが発見された場合の除去及びその費用負担等については、市は対応しません。

物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1222番 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 405.27㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 405.27㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1227番1 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 356.01㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 356.01㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

物件調書

| 【土地】 | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|--------------|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1228番1 | | | | |
| 住居表示 | | | | | |
| 面積 | 1449.32㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | |
| | 1449.32㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | |
| | その他 | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | |

物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1228番7 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 55.17㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 55.17㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1228番8 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 48.06㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 48.06㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

物件調書

| 【土地】 | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|--------------|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1228番9 | | | | |
| 住居表示 | | | | | |
| 面積 | 9.98㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | |
| | 9.98㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | |
| | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | |
| | その他 | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | |

物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1228番10 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 5.87㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 5.87㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1228番12 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 123.34㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 123.34㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

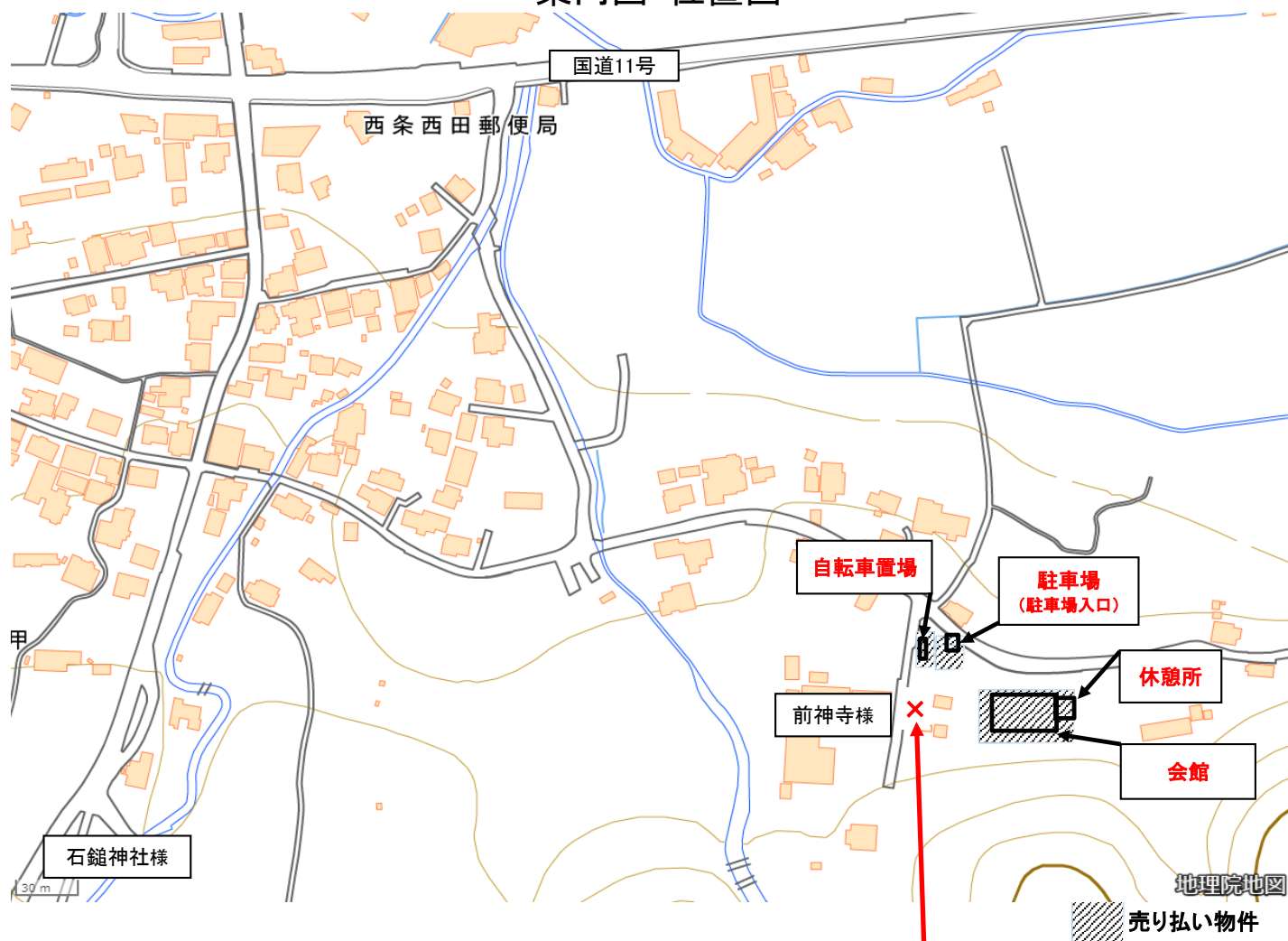
物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内甲1228番15 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 11.30㎡（登記簿面積） | 地目 | 宅地（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 11.30㎡（実測面積） | | 宅地（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

物 件 調 書

| 【土地】 | | | | | | |
|-------------------------------|---|------------------------------------|-------------------|-----------------------|---------------|--|
| 所在及び地番 | 西条市洲之内乙150番3 | | | | | |
| 住居表示 | | | | | | |
| 面積 | 659㎡（登記簿面積） | 地目 | 山林（登記簿） | 土地の形状 | 甲1228-1外と一体利用 | |
| | 659.19㎡（実測面積） | | 山林（現況） | | | |
| 接面道路の幅員、種別、状況等 | 市道神戸橋1号線に接面（甲1228-1外を含む一体利用地として） 幅員 約4.5m | | | | | |
| 私道の負担等に関する事項 | | | | | | |
| 法令に基づく制限の概要 | 都市計画区域 | 非線引都市計画区域 | 用途地域 | 指定なし（特定用途制限地域：田園居住地区） | | |
| | 建ぺい率 | 指定建ぺい率 60% | | | | |
| | 容積率 | 指定容積率 200% | | | | |
| | 高さの制限 | 道路斜線制限 | 無・有 | 隣地斜線制限 | 無・有 | |
| | | 北側斜線制限 | 無・有 | 絶対高さ制限 | 無・有（10m・12m） | |
| | | 日影による中高層の建築物の制限 | | 無・有 | | |
| | 外壁後退 | 無・有 | 壁面線の制限 | 無・有 | | |
| | 準防火地域 | 無・有 | 防火地域 | 無・有 | | |
| | その他 | | | | | |
| | ※各種制限の詳細は、建築確認担当課にお問い合わせください。 | | | | | |
| 供給処理施設の状況 | | | 事業所名 | 電話番号 | | |
| | 電気 | 引込不可・引込可 | 四国電力送配電株式会社 西条事業所 | 0120-410-638 | | |
| | 上水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 下水道 | 引込不可・引込可 | 西条市役所 下水道業務課 | 0897-56-5151 | | |
| | 都市ガス | 引込不可・引込可 | | | | |
| ※引込み費用等の詳細は、上記事業所にお問い合わせください。 | | | | | | |
| 交通機関（直線距離） | バス | 瀬戸内運輸（せとうちバス） 石鎚神社停留所：物件の北西方 約410m | | | | |
| | 鉄道 | JR四国 予讃線 石鎚山駅：物件の北西方 約560m | | | | |
| 公共施設（直線距離） | 役所 | 西条市役所（本庁）：物件の北東方 約3.6km | | | | |
| | 小学校 | 神戸小学校：物件の東方 約1.8km | | | | |
| | 中学校 | 西条南中学校：物件の東方 約2.8km | | | | |

案内図・位置図



○現地確認及び見学の際は、駐車場に駐車してください。(6台程度停めれます)

○駐車場に入る際に、ロープ(西側部分にカラビナ有)を外して駐車してください。

【注意事項】

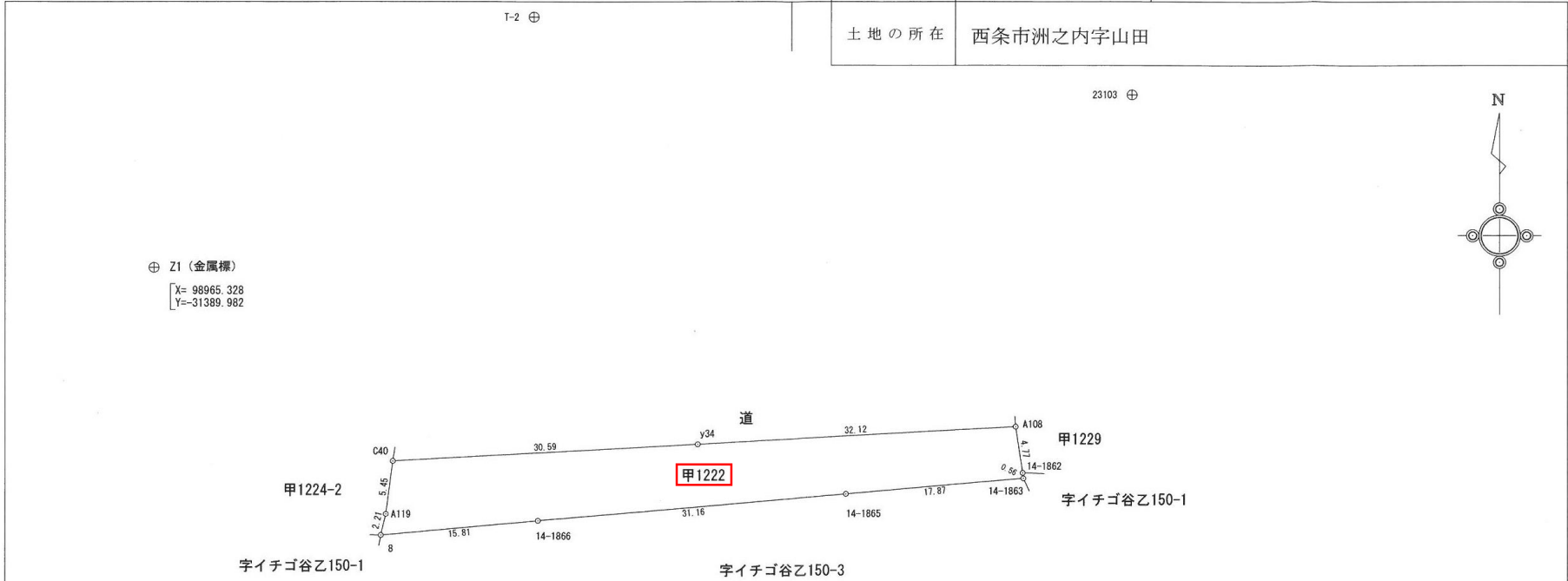
建物前のロータリーへは、私有地を通るため、車両は進入できません。(×部分)

必ず上記指定の駐車場に駐車してください。

この注意事項を守られない場合のトラブルについて、市は責任を負いませんのでご注意ください。

| | |
|-------|-----------|
| 地番 | 甲1222 |
| 土地の所在 | 西条市洲之内字山田 |

地積測量図 (原図)



座標求積表

| 地番 | 甲1222 | 地目 | — |
|---------|-----------------------|------------|-------|
| 所有者 | | | |
| NO | X | Y | 辺長 |
| C40 | 98945.595 | -31365.960 | 5.45 |
| A119 | 98940.189 | -31366.663 | 2.21 |
| 8 | 98938.034 | -31367.166 | 15.81 |
| 14-1866 | 98939.504 | -31351.421 | 31.16 |
| 14-1865 | 98942.247 | -31320.382 | 17.87 |
| 14-1863 | 98943.849 | -31302.584 | 0.56 |
| 14-1862 | 98944.405 | -31302.645 | 4.77 |
| A108 | 98949.124 | -31303.352 | 32.12 |
| y34 | 98947.314 | -31335.422 | 30.59 |
| 面積 | 405.2704065 | | |
| 地積 | 405.27 m ² | | |

*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

| 引照点 | | | |
|-------------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T-2 (準拠点鉄) | 98990.882 | -31351.810 | |
| 23103 (金属標) | 98982.952 | -31291.652 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T-2 | 23103 | 0-00-00 | 60.678 |
| | Z1 | 138-41-26 | 45.936 |
| | C40 | 99-50-31 | 47.446 |
| | 8 | 98-41-34 | 55.034 |
| | 14-1862 | 35-52-50 | 67.656 |
| | A108 | 33-14-36 | 63.968 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)

作成者

*令和2年10月26日 測量
(令和 2年 10月 26日作成)

申請人

縮尺 1/500

| | |
|-------|-------------------|
| 地番 | 甲1227-1 甲1227- |
| 土地の所在 | 西条市洲之内字山田 |

地積測量図(原図)

座標求積表

| 地番 (7) 甲1227-1 | | 地目 | | — |
|----------------|-----------|------------|-------|-----------------------|
| 所有者 | | | | |
| N O | X | Y | 辺 | 長 |
| C79 | 98972.054 | -31362.941 | 17.60 | |
| A37 | 98989.621 | -31361.887 | 3.97 | |
| A36 | 98992.027 | -31365.051 | 2.54 | |
| A35 | 98993.790 | -31366.883 | 10.84 | |
| A34 | 99001.800 | -31374.184 | 4.03 | |
| A33 | 99001.351 | -31378.188 | 1.73 | |
| A32 | 98999.898 | -31379.121 | 4.83 | |
| A31 | 98995.132 | -31379.913 | 3.83 | |
| A30 | 98991.339 | -31380.408 | 8.93 | |
| C82 | 98982.486 | -31381.560 | 8.29 | |
| C80 | 98981.220 | -31373.370 | 3.00 | |
| C81 | 98978.727 | -31371.708 | 2.99 | |
| D1 | 98975.741 | -31371.857 | 7.72 | |
| D2 | 98973.534 | -31364.460 | 2.12 | |
| 面積 | | | | 356.0198565 |
| 地積 | | | | 356.01 m ² |

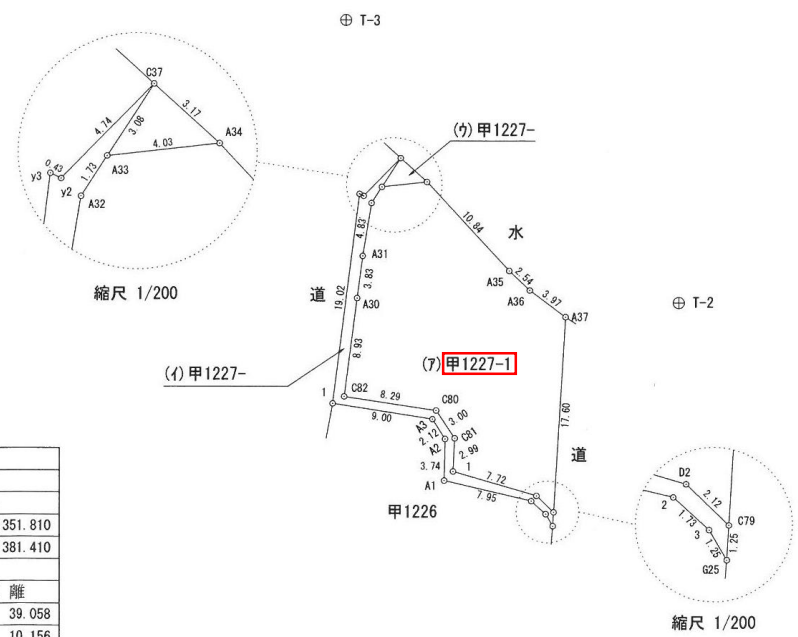
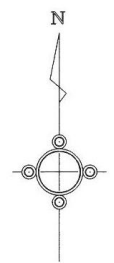
| 地番 (7) 甲1227- | | 地目 | | — |
|---------------|-----------|------------|------|---------------------|
| 所有者 | | | | |
| N O | X | Y | 辺 | 長 |
| A33 | 99001.351 | -31378.188 | 4.03 | |
| A34 | 99001.800 | -31374.184 | 3.17 | |
| C37 | 99003.943 | -31376.522 | 3.08 | |
| 面積 | | | | 4.8151670 |
| 地積 | | | | 4.81 m ² |
| 合計 | | | | 400.7183915 |

*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

| 地番 (4) 甲1227- | | 地目 | | — |
|---------------|-----------|------------|-------|----------------------|
| 所有者 | | | | |
| N O | X | Y | 辺 | 長 |
| G25 | 98970.804 | -31363.016 | 1.25 | |
| C79 | 98972.054 | -31362.941 | 2.12 | |
| D2 | 98973.534 | -31364.460 | 7.72 | |
| D1 | 98975.741 | -31371.857 | 2.99 | |
| C81 | 98978.727 | -31371.708 | 3.00 | |
| C80 | 98981.220 | -31373.370 | 8.29 | |
| C82 | 98982.486 | -31381.560 | 8.93 | |
| A30 | 98991.339 | -31380.408 | 3.83 | |
| A31 | 98995.132 | -31379.913 | 4.83 | |
| A32 | 98999.898 | -31379.121 | 1.73 | |
| A33 | 99001.351 | -31378.188 | 3.08 | |
| C37 | 99003.943 | -31376.522 | 4.74 | |
| y2 | 99000.537 | -31379.824 | 0.43 | |
| y3 | 99000.726 | -31380.207 | 19.02 | |
| 1 | 98981.855 | -31382.584 | 9.00 | |
| A3 | 98980.448 | -31373.691 | 2.12 | |
| A2 | 98978.657 | -31372.566 | 3.74 | |
| A1 | 98974.916 | -31372.648 | 7.95 | |
| 2 | 98973.060 | -31364.915 | 1.73 | |
| 3 | 98971.883 | -31363.641 | 1.25 | |
| 面積 | | | | 39.8833680 |
| 地積 | | | | 39.88 m ² |

| 引照点 | | | |
|--------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T-2 | 98990.882 | -31351.810 | |
| T-3 | 99016.364 | -31381.410 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T-2 | T-3 | 0-00-00 | 39.058 |
| | A37 | 312-08-34 | 10.156 |
| | A34 | 345-17-13 | 24.896 |
| | C37 | 347-08-00 | 27.951 |
| | 1 | 302-55-39 | 32.071 |
| | A1 | 281-48-59 | 26.251 |
| | G25 | 258-26-33 | 22.993 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)



| | | | | |
|-----|---------------------------------------|-----|----|---------|
| 作成者 | *令和2年10月26日 測量 (平成 2年 10 月 26 日作成) | 申請人 | 縮尺 | 1 / 500 |
|-----|---------------------------------------|-----|----|---------|

地番 甲1228-1、甲1228-12
甲1228-、甲1228-

地積測量図(原図)

土地の所在 西条市洲之内宇山田

座標求積表

| 地番 (7)甲1228-1 | | | | |
|---------------|--------------|------------|-------|----------------|
| 所有者 | | | | |
| NO | X | Y | 辺長 | |
| YC1 | 98971.189 | -31362.106 | 2.47 | |
| C70 | 98968.727 | -31362.259 | 5.01 | |
| C42 | 98963.730 | -31362.680 | 17.27 | |
| C43 | 98946.604 | -31364.894 | 29.23 | |
| y14 | 98948.291 | -31335.710 | 30.66 | |
| y15 | 98950.062 | -31305.097 | 5.01 | |
| y16 | 98954.921 | -31306.334 | 5.69 | |
| y17 | 98960.406 | -31307.840 | 3.63 | |
| y18 | 98964.014 | -31308.236 | 3.29 | |
| y19 | 98967.298 | -31308.470 | 1.18 | |
| 7 | 98968.385 | -31308.919 | 1.81 | |
| C58 | 98970.029 | -31309.667 | 2.56 | |
| C57 | 98972.067 | -31311.224 | 3.27 | |
| C56 | 98975.224 | -31312.081 | 5.62 | |
| A82 | 98975.005 | -31317.697 | 12.56 | |
| A80 | 98975.227 | -31330.255 | 3.50 | |
| A78 | 98975.476 | -31333.750 | 4.33 | |
| A76 | 98976.129 | -31338.033 | 0.94 | |
| YC3 | 98976.328 | -31338.949 | 23.72 | |
| 面積 | 1449.3292060 | | | |
| 地積 | 1449.32 | | | m ² |

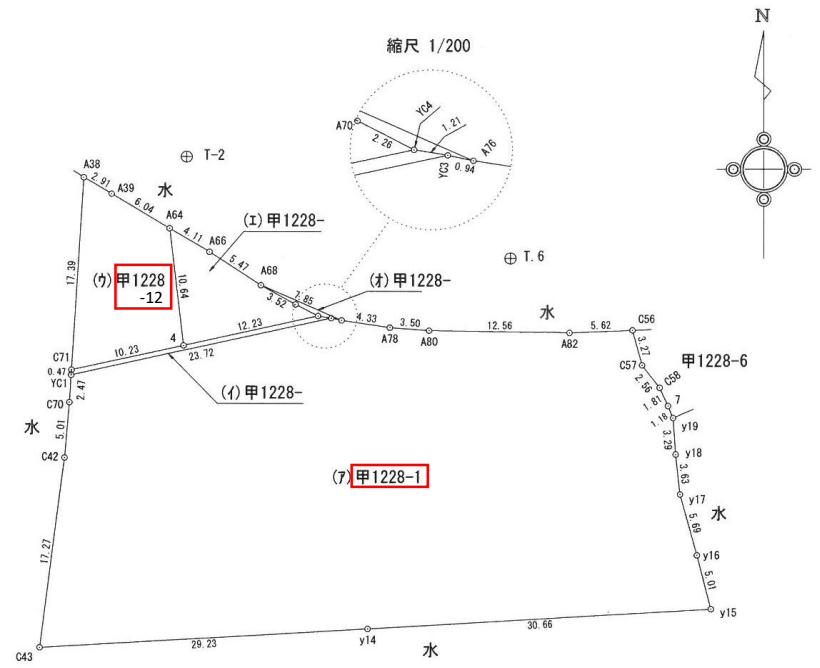
| 地番 (イ)甲1228- | | | | |
|--------------|------------|------------|-------|----------------|
| 所有者 | | | | |
| NO | X | Y | 辺長 | |
| A64 | 98984.417 | -31353.319 | 10.64 | |
| 4 | 98973.849 | -31352.084 | 12.23 | |
| YC4 | 98976.520 | -31340.147 | 2.26 | |
| A70 | 98977.558 | -31342.158 | 3.52 | |
| A68 | 98979.303 | -31345.218 | 5.47 | |
| A66 | 98982.305 | -31349.794 | 4.11 | |
| 面積 | 63.3227565 | | | |
| 地積 | 63.32 | | | m ² |

| 地番 (イ)甲1228- | | | | |
|--------------|-----------|------------|------|----------------|
| 所有者 | | | | |
| NO | X | Y | 辺長 | |
| A68 | 98979.303 | -31345.218 | 3.52 | |
| A70 | 98977.558 | -31342.158 | 2.26 | |
| YC4 | 98976.520 | -31340.147 | 1.21 | |
| YC3 | 98976.328 | -31338.949 | 0.94 | |
| A76 | 98976.129 | -31338.033 | 7.85 | |
| 面積 | 2.0854430 | | | |
| 地積 | 2.08 | | | m ² |

合計 1648.2024805
*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

| 地番 (イ)甲1228- | | | | |
|--------------|------------|------------|-------|----------------|
| 所有者 | | | | |
| NO | X | Y | 辺長 | |
| C71 | 98971.661 | -31362.076 | 0.47 | |
| YC1 | 98971.189 | -31362.106 | 23.72 | |
| YC3 | 98976.328 | -31338.949 | 1.21 | |
| YC4 | 98976.520 | -31340.147 | 12.23 | |
| 4 | 98973.849 | -31352.084 | 10.23 | |
| 面積 | 10.1184540 | | | |
| 地積 | 10.11 | | | m ² |

| 地番 (イ)甲1228-12 | | | | |
|----------------|-------------|------------|-------|----------------|
| 所有者 | | | | |
| NO | X | Y | 辺長 | |
| C71 | 98971.661 | -31362.076 | 10.23 | |
| 4 | 98973.849 | -31352.084 | 10.64 | |
| A64 | 98984.417 | -31353.319 | 6.04 | |
| A39 | 98987.539 | -31358.489 | 2.91 | |
| A38 | 98989.017 | -31360.996 | 17.39 | |
| 面積 | 123.3466210 | | | |
| 地積 | 123.34 | | | m ² |



| 引照点 | | | |
|------------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T-2 (準拠点鉄) | 98990.882 | -31351.810 | |
| T.6 (準拠点鉄) | 98981.742 | -31323.012 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T-2 | T.6 | 0-00-00 | 30.214 |
| | C56 | 3-54-06 | 42.703 |
| | YC3 | 30-55-31 | 19.422 |
| | 4 | 73-18-47 | 17.035 |
| | YC1 | 99-59-35 | 22.222 |
| A38 | 150-54-53 | 9.373 | |
| A64 | 85-31-47 | 6.639 | |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)

作成者

*令和2年10月26日 測量
(令和 2年 10 月 26 日作成)

申請人

縮尺 1/500

地番 甲1228-7

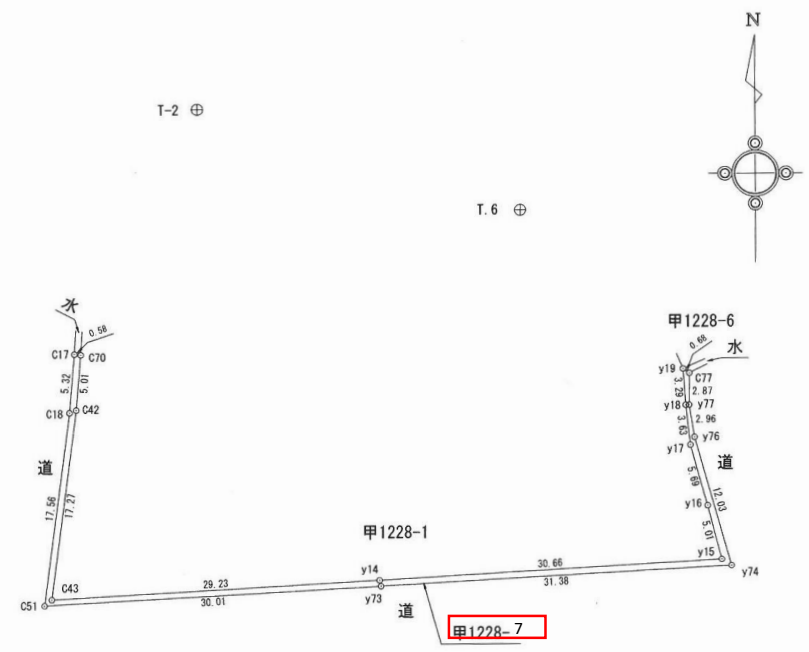
土地所在図兼地積測量図 (原図)

土地の所在 西条市洲之内字山田

座標求積表

| 地番 甲1228-7 | | 地目 | |
|------------|----------------------|------------|-------|
| 所有者 | | | |
| N O | X | Y | 辺長 |
| C17 | 98968.788 | -31362.831 | 5.32 |
| C18 | 98963.489 | -31363.279 | 17.56 |
| C51 | 98946.071 | -31365.545 | 30.01 |
| y73 | 98947.753 | -31335.578 | 31.38 |
| y74 | 98949.511 | -31304.249 | 12.03 |
| y76 | 98961.103 | -31307.476 | 2.96 |
| y77 | 98964.028 | -31307.932 | 2.87 |
| C77 | 98966.899 | -31307.915 | 0.68 |
| y19 | 98967.298 | -31308.470 | 3.29 |
| y18 | 98964.014 | -31308.236 | 3.63 |
| y17 | 98960.406 | -31307.840 | 5.69 |
| y16 | 98954.921 | -31306.334 | 5.01 |
| y15 | 98950.062 | -31305.097 | 30.66 |
| y14 | 98948.291 | -31335.710 | 29.23 |
| C43 | 98946.604 | -31364.894 | 17.27 |
| C42 | 98963.730 | -31362.680 | 5.01 |
| C70 | 98968.727 | -31362.259 | 0.58 |
| 面積 | 55.1735485 | | |
| 地積 | 55.17 m ² | | |

*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$



| 引照点 | | | |
|------------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T.6 (準拠点紙) | 98981.742 | -31323.012 | |
| T-2 (準拠点紙) | 98990.882 | -31351.810 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T.6 | T-2 | 0-00-00 | 30.214 |
| | C70 | 324-02-42 | 41.349 |
| | C17 | 324-22-14 | 41.873 |
| | C43 | 302-23-44 | 54.670 |
| | y15 | 222-54-12 | 36.395 |
| | y19 | 207-11-52 | 20.496 |
| | C77 | 206-54-19 | 21.172 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)

作成者

*令和2年10月26日 測量
(令和 2年 10 月 27 日作成)

申請人

縮尺 1/500

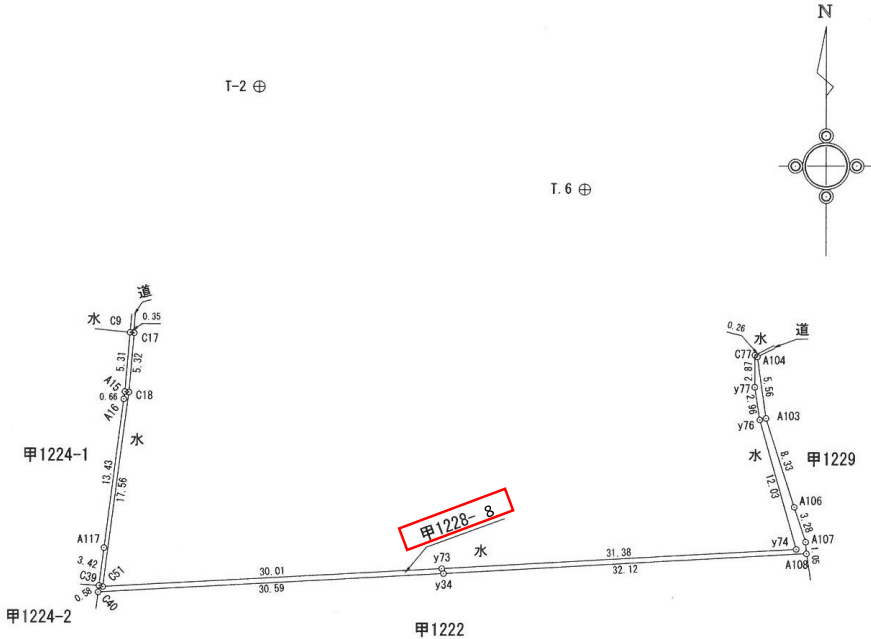
| | |
|-------|-----------|
| 地番 | 甲1228-8 |
| 土地の所在 | 西条市洲之内字山田 |

土地所在図兼地積測量図 (原図)

座標求積表

| | | | |
|------|----------------------|------------|-------|
| 地番 | 甲1228-8 | 地目 | — |
| 所有者 | | | |
| N 0 | X | Y | 辺長 |
| C9 | 98968.825 | -31363.182 | 5.31 |
| A15 | 98963.529 | -31363.627 | 0.66 |
| A16 | 98962.874 | -31363.723 | 13.43 |
| A117 | 98949.556 | -31365.445 | 3.42 |
| C39 | 98946.169 | -31365.885 | 0.58 |
| C40 | 98945.595 | -31365.960 | 30.59 |
| y34 | 98947.314 | -31335.422 | 32.12 |
| A108 | 98949.124 | -31303.352 | 1.05 |
| A107 | 98950.172 | -31303.425 | 3.28 |
| A106 | 98953.289 | -31304.438 | 8.33 |
| A103 | 98961.235 | -31306.930 | 5.56 |
| A104 | 98966.746 | -31307.702 | 0.26 |
| C77 | 98966.899 | -31307.915 | 2.87 |
| y77 | 98964.028 | -31307.932 | 2.96 |
| y76 | 98961.103 | -31307.476 | 12.03 |
| y74 | 98949.511 | -31304.249 | 31.38 |
| y73 | 98947.753 | -31335.578 | 30.01 |
| C51 | 98946.071 | -31365.545 | 17.56 |
| C18 | 98963.489 | -31363.279 | 5.32 |
| C17 | 98968.788 | -31362.831 | 0.35 |
| 面積 | 48.0669090 | | |
| 地積 | 48.06 m ² | | |

*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$



| 引照点 | | | |
|------------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T.6 (準拠点紙) | 98961.742 | -31323.012 | |
| T-2 (準拠点紙) | 98990.882 | -31351.810 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T.6 | T-2 | 0-00-00 | 30.214 |
| | C9 | 324-33-57 | 42.196 |
| | C40 | 302-18-21 | 56.135 |
| | A108 | 221-18-45 | 38.085 |
| | A104 | 206-47-52 | 21.431 |
| | C77 | 206-54-19 | 21.172 |
| | C17 | 324-22-14 | 41.873 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 作成者 | |
| | *令和2年10月26日 測量 (令和 2年 10 月 27 日作成) |

| | |
|-----|--|
| 申請人 | |
|-----|--|

| | |
|----|---------|
| 縮尺 | 1 / 500 |
|----|---------|

地番 甲1228-9

土地所在図兼地積測量図 (原図)

土地の所在 西条市洲之内字山田

座標求積表

| | | | | | |
|-----|---------------------|------------|-------|----|-----|
| 地番 | 甲1228-9 | | | 地目 | --- |
| 所有者 | | | | | |
| NO | X | Y | 辺 | 長 | |
| C2 | 98989.388 | -31361.544 | 17.51 | | |
| C83 | 98971.915 | -31362.636 | 0.61 | | |
| C71 | 98971.661 | -31362.076 | 17.39 | | |
| A38 | 98989.017 | -31360.996 | 0.66 | | |
| 面積 | 9.9870080 | | | | |
| 地積 | 9.98 m ² | | | | |

*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

T-3 ⊕



| 引照点 | | | |
|------------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T-2 (準拠点紙) | 98990.882 | -31351.810 | |
| T-3 (準拠点紙) | 99016.364 | -31381.410 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T-2 | T-3 | 0-00-00 | 39.058 |
| | A38 | 307-47-56 | 9.373 |
| | C2 | 310-32-59 | 9.848 |
| | C83 | 258-59-33 | 21.839 |
| | C71 | 257-22-57 | 21.791 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)

作成者 *令和2年10月26日 測量
(令和 2年 10 月 27 日作成)

申請人 縮尺 1/500

| | |
|-------|-----------|
| 地番 | 甲1228-10 |
| 土地の所在 | 西条市洲之内字山田 |

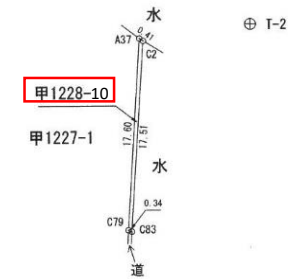
土地所在図兼地積測量図 (原図)

座標求積表

| | | | |
|-----|---------------------|------------|-------|
| 地番 | 甲1228-10 | 地目 | — |
| 所有者 | | | |
| NO | X | Y | 辺長 |
| A37 | 98989.621 | -31361.887 | 17.60 |
| C79 | 98972.054 | -31362.941 | 0.34 |
| C83 | 98971.915 | -31362.636 | 17.51 |
| C2 | 98989.388 | -31361.544 | 0.41 |
| 面積 | 5.8760580 | | |
| 地積 | 5.87 m ² | | |

*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

⊕ T-3



| 引照点 | | | |
|------------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T-2 (準拠点鏡) | 98990.882 | -31351.810 | |
| T-3 (準拠点鏡) | 99016.364 | -31381.410 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T-2 | T-3 | 0-00-00 | 39.058 |
| | C2 | 310-32-59 | 9.848 |
| | A37 | 312-08-34 | 10.156 |
| | C79 | 259-52-01 | 21.872 |
| | C83 | 258-59-33 | 21.839 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)

| | |
|-----|--------------------------------------|
| 作成者 | |
| | *令和2年10月26日 測量 (令和 2年 10月 27日 作成) |

| | |
|-----|---------|
| 申請人 | |
| 縮尺 | 1 / 500 |

| | | |
|-------|--------------------------|-----------|
| 地番 | 甲1228-6、 甲1228-15 | 地積測量図(原図) |
| 土地の所在 | 西条市洲之内字山田 | |

座標求積表

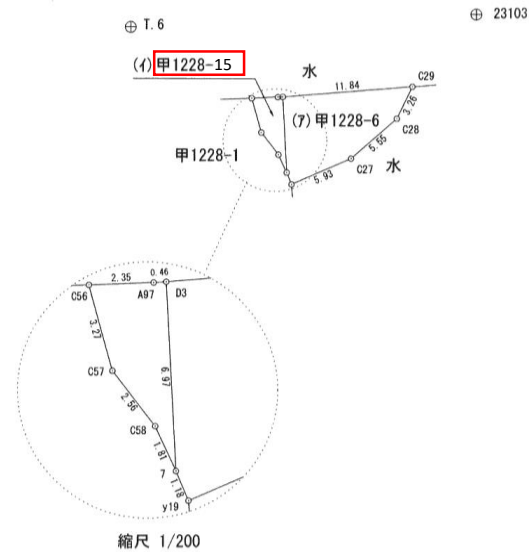
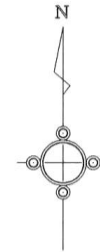
| 地番 (7)甲1228-6 | | 地目 | | — | |
|---------------|----------------------|------------|-------|---|--|
| 所有者 | | | | | |
| NO | X | Y | 辺 | 長 | |
| y19 | 98967.298 | -31308.470 | 5.93 | | |
| C27 | 98969.683 | -31303.041 | 5.55 | | |
| C28 | 98973.358 | -31298.880 | 3.26 | | |
| C29 | 98976.302 | -31297.475 | 11.84 | | |
| D3 | 98975.347 | -31309.277 | 6.97 | | |
| 7 | 98968.385 | -31308.919 | 1.18 | | |
| 面積 | 64.1240125 | | | | |
| 地積 | 64.12 m ² | | | | |

| 地番 (イ)甲1228-15 | | 地目 | | — | |
|----------------|-----------------------------|------------|------|---|--|
| 所有者 | | | | | |
| NO | X | Y | 辺 | 長 | |
| C56 | 98975.224 | -31312.081 | 3.27 | | |
| C57 | 98972.067 | -31311.224 | 2.56 | | |
| C58 | 98970.029 | -31309.667 | 1.81 | | |
| 7 | 98968.385 | -31308.919 | 6.97 | | |
| D3 | 98975.347 | -31309.277 | 0.46 | | |
| A97 | 98975.315 | -31309.731 | 2.35 | | |
| 面積 | 11.3088615 | | | | |
| 地積 | 11.30 m ² | | | | |

合計 75.4328740
 *公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

| 引照点 | | | |
|--------------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T.6 (準拠点紙) | 98981.742 | -31323.012 | |
| 23103 (準拠点紙) | 98982.952 | -31291.652 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T.6 | 23103 | 0-00-00 | 31.383 |
| | C56 | 33-01-00 | 12.727 |
| | 7 | 45-40-26 | 19.417 |
| | y19 | 47-00-58 | 20.496 |
| | C29 | 14-14-07 | 26.110 |
| | D3 | 27-10-35 | 15.151 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)



| | |
|-----|---------------------------------------|
| 作成者 | |
| | *令和2年10月26日 測量 (令和 2年 10 月 26 日作成) |

| | |
|-----|--|
| 申請人 | |
|-----|--|

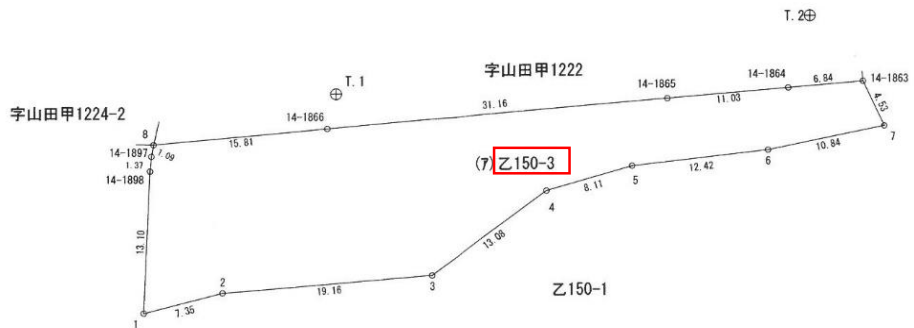
| | |
|----|-------|
| 縮尺 | 1/500 |
|----|-------|

地番 **乙150-3**

地積測量図(原図)

土地の所在 西条市洲之内字イチゴ谷

⊕ P01K31
X= 98947.289
Y=-31392.345



座標求積表

| 地番 乙150-3 | | 地目 ー | |
|------------------|------------------------------|------------|-------|
| 所有者 | | | |
| NO | X | Y | 辺長 |
| 8 | 98938.034 | -31367.166 | 15.81 |
| 14-1866 | 98939.504 | -31351.421 | 31.16 |
| 14-1865 | 98942.247 | -31320.382 | 11.03 |
| 14-1864 | 98943.235 | -31309.400 | 6.84 |
| 14-1863 | 98943.849 | -31302.584 | 4.53 |
| 7 | 98939.756 | -31300.651 | 10.84 |
| 6 | 98937.513 | -31311.252 | 12.42 |
| 5 | 98936.038 | -31323.581 | 8.11 |
| 4 | 98933.759 | -31331.365 | 13.08 |
| 3 | 98925.980 | -31341.878 | 19.16 |
| 2 | 98924.379 | -31360.967 | 7.35 |
| 1 | 98922.517 | -31368.080 | 13.10 |
| 14-1898 | 98935.599 | -31367.492 | 1.37 |
| 14-1897 | 98936.963 | -31367.358 | 1.09 |
| 面積 | 659.1936350 | | |
| 地積 | 659.19 m ² | | |

*公式 $A = 1/2 \sum (X_2 - X_1)(Y_1 + Y_2)$

| 引照点 | | | |
|-----------|-----------|------------|--------|
| 準拠点 | | | |
| 点名及び備考 | X | Y | |
| T.1 (金属板) | 98942.692 | -31350.615 | |
| T.2 (金属板) | 98949.875 | -31307.409 | |
| 角度及び距離 | | | |
| 器械点 | 視準点 | 角度 | 距離 |
| T.1 | T.2 | 0-00-00 | 43.799 |
| | P01K31 | 195-43-32 | 41.982 |
| | 8 | 173-43-15 | 17.194 |
| | 14-1863 | 8-03-33 | 48.045 |
| | 7 | 12-48-08 | 50.050 |
| | 1 | 140-19-16 | 26.684 |

*任意座標 (座標系第IV 世界測地系準拠)

| | | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----|---|----|-------|
| 作成者 | *令和2年10月26日 測量 (平成 2年 10月 29日作成) | 申請人 | 印 | 縮尺 | 1/500 |
|-----|-------------------------------------|-----|---|----|-------|

